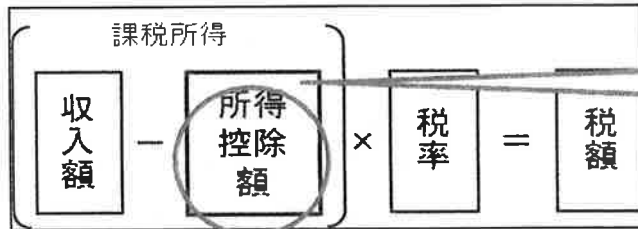


個人からの寄附について

1. 所得控除

公益社団・財団法人に支出された個人からの寄附金について、(寄附金額(※) - 2千円)の額が所得控除されます。



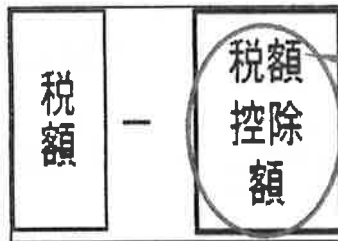
(寄附金額 - 2千円)

※所得金額の40%相当額が限度

★所得控除を行った後に税額を掛けるため、所得 税率が高い高所得者の方が減税効果大きい。

2. 税額控除(平成23年度税制改正によって創設)

いわゆるパブリックサポートテスト(PST要件)満たしている公益社団・財団法人に対する個人からの寄附金について、(寄附金額 - 2千円) × 40%の額を税額から控除し、所得控除制度との選択適用となります。



(寄附金額 - 2千円) × 40%

(注1) 寄附金額が総所得額の40%に相当する金額を超える場合は、40%に相当する額

(注2) 控除額は所得税額の25%が限度

★税額を算出した後に、税率に関係なく、寄附金額を控除するため、小口の寄附にも減税効果大きい。

【パブリックサポートテスト(PST要件)とは】

法人の過去の実績において以下の要件のいずれかを満たすることが必要。

※<要件1> 実績判定期間における、3000円以上の寄付者数が「実績判定期間年数 × 100人以上」

<要件2> 実績判定期間における「受入寄附金総額 / 総収入額が20%以上」